

墨田区監査委員公告第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和3年度定期監査（第2回）、行政監査及び随時監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和4年3月23日

墨田区監査委員	浜	田	将	彰
同	寺	田	政	弘
同	井	尾	仁	志
同	鞆		宣	子

# 令和3年度定期監査（第2回）、行政監査及び随時監査結果報告書

## 第1 定期監査（第2回）及び行政監査

### 1 根拠法令等

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに墨田区監査基準

### 2 監査対象

前回監査日以降に処理した事務事業で、主に令和3年度の執行に係るもの

### 3 監査対象部局

別表のとおり

### 4 監査実施期間

令和3年10月1日（金）から令和4年2月8日（火）まで

### 5 監査方針

- (1) 事務事業は、法令等に基づき適正に執行されているか。
- (2) 事務事業は、能率的かつ経済的に処理されているか。
- (3) 予算の執行及び管理は、適正に行われているか。
- (4) 金銭及び物品の出納保管は、適正に行われているか。
- (5) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (6) 事務事業は、所期の目的に照らし効果的に運営されているか。

### 6 監査項目

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 給与・サービスに関する事務
- (3) 物品管理に関する事務
- (4) 扶助費に関する事務
- (5) 補助金に関する事務
- (6) その他

### 7 行政監査

新型コロナウイルス感染症は令和元年12月に確認され、その後世界的に流行が拡大し、国が指定感染症に指定した令和2年2月以降は、区においても、感染症対策に関する予算措置や予防対策などを講じてきた。そこで、具体的な取組や工夫した取組を各部署から徴取することにより、感染症対策が適切に行われてい

るかどうかを確認するため、今年度のテーマを「新型コロナウイルス感染症対策の取組」とし、定期監査と併せて行った。

## 8 監査結果

### (1) 定期監査

#### ア 指摘事項

(ア) 事務事業を行うに当たり、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものがあった。

##### a 事案の決定手続が確認できないもの

(a) 消耗品・飲料の購入、印刷及び事業実施に係る起案文書がないものがあった。(広報広聴担当、職員課、保健計画課、保健予防課、子育て政策課)

(b) 起案文書に事案の決定権者の押印や承認がないまま、事務事業が行われているものがあった。(法務課、契約課、文化芸術振興課、障害者福祉課、住宅課、立体化推進課)

##### b 事案の決定手続に誤りがあるもの

(a) 墨田区事案決定規程に定める部長が専決を行うものを、課長による専決としているものがあった。(ICT推進担当、スポーツ振興課、生活福祉課、子ども施設課、都市整備課、庶務課、学務課、指導室、地域教育支援課)

#### イ 指導・注意事項

以下の事務については、指摘事項とするまでには至らなかったものの、監査現場で指導・注意を行い、事実確認及び処理結果の報告により訂正等を確認している。

##### (ア) 出勤簿、休暇等に関するもの

a 短期の介護休暇で、取得可能日数を超えて承認されているものがあった。(1課)

b 慶弔休暇、子の看護のための休暇で、庶務システムの事由欄に所定の項目の入力がないものがあった。(11課)

##### (イ) 職務専念義務免除に関するもの

a 健康管理職免で、参加が確認できる書面(写し)が所属で保管されていないものがあった。(7課)

b 健康管理職免で、庶務システムの事由欄に所定の項目の入力がないものがあった。(9課)

(ウ) 旅行命令に関するもの

- a 出張の後に帰庁せず、休暇等を取得しているにもかかわらず、復路の旅費が支給されているものがあつた。(16課)
- b 片道運賃で算出する区間であるにもかかわらず、システム入力の際により、往復の旅費が支給されているものがあつた。(4課)
- c 旅行経路の一部に通勤手当支給区間があるにもかかわらず、システム入力の際により、当該区間を含めた運賃が算出され、旅費が支給されているものがあつた。(15課)
- d 複数路線を乗り継いだ区間であるにもかかわらず、システム入力の際により、路線別に初乗りの運賃が算出され、旅費が支給されているものがあつた。(1課)

(エ) 歳入・歳出における執行手続に関するもの

- a 金銭出納員の収納金で、即日(即日払い込むことができない場合には、金融機関の翌営業日)、指定金融機関、収納代理金融機関に払い込まれていないものがあつた。(3課)
- b 前渡金の精算で、その用件終了後5日以内に行われていないものがあつた。(2課)
- c 金銭出納員が払い込むべき収納金のうちから必要と認める現金を留めておく場合は、会計管理者の承認を得る必要があるが、承認を得ていないものがあつた。(1課)
- d 現金出納や郵券受払で帳簿を備えていないものがあつた。(4課)
- e 現金出納簿や郵券受払簿で、金額、日付、枚数及び月計・累計の記帳漏れや記帳誤りがあるものがあつた。(33課)

(オ) 契約、契約履行に関するもの

- a 委託契約で、契約書・仕様書に定めのある業務従事者名簿や主任技術者通知書が提出されていないものがあつた。(2課)
- b 契約履行届が提出されていないものがあつた。(1課)
- c 契約履行届で、検査員や立会員の職の記載漏れや日付の記載誤りのあるものがあつた。(2課)

(カ) 備品管理に関するもの

- a 廃棄手続を行わずに廃棄されているものがあつた。(1課)

(2) 行政監査

新型コロナウイルス感染症対策の取組のうち、全庁的に実施した透明パーテーションや消毒液・検温器等の設置のほか各課独自で工夫した取組、リモート

会議や書面会議の実施状況、事業の実施方法の変更（廃止・縮小・新規・拡大等を含む。）や申請手続の変更（郵送やICTの活用など）等によるウィズコロナ、ポストコロナに対応させた取組について、出先事業所を含む60課から調書を徴し、このうち第2回定期監査の対象である55課に対してヒアリングを行った。

その結果、各課独自の取組では、訪問対応、空気清浄機等の設置による換気の励行、土曜日の臨時窓口開設による混雑緩和、職員の体調管理簿の作成などが挙げられた。

また、リモート会議や書面会議の実施状況では、リモート会議を主催あるいは参加した課は58課、書面会議を主催あるいは参加した課は56課となった。これらのうち9割以上の課は、移動時間、移動経費、紙や印刷経費の削減を効果として挙げている。リモート会議では、高い出席率や日程調整のしやすさ、活発意見交換ができたなどの利点が挙げられた反面、通信環境の安定化などの環境整備の必要性が挙げられた。一方、書面会議では、会場確保や日程調整が不要となり、議事録の作成が容易になるなどがメリットとして挙げられた。しかし、個々の会議の状況では、発言等が極端に少なかった、細かいニュアンスが伝わりづらいなど、課題となる意見も挙げられた。

さらに、事業の実施方法や申請手続の変更等の取組として、オンラインによる事業の配信や参加、電話対応や郵送受付の拡大、申請書類の電子化や電子申請、受付窓口の予約制、キャッシュレス決済の推進などが挙げられた。

## 9 監査委員意見

以下については、監査結果を行政施策に反映させるため、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり監査委員意見を述べる。

### (1) 事務の適切な執行と取組について

区では、令和元年度に墨田区内部統制基本方針を策定し、法定事務である財務に関する事務のほか、区長が取組を指示した事務として、事務事業の決定手続の漏れや誤り、特殊勤務手当の誤支給の二つを対象に加えるなど、積極的な姿勢で内部統制を進め、適切なリスク管理を行い、業務の適正な執行を確保することで区民に信頼される区政の実現を目指しているところである。

今回の監査において、特殊勤務手当の誤支給については、令和2年度第2回及び令和3年度第1回の定期監査に引き続き確認されなかったことは、内部統制が有効に機能しているものであり、評価する。今後においても、誤支給のないよう引き続き努められたい。

しかしながら、事務事業の決定手続の漏れや誤りについては、指摘事項に挙げたように、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものが、昨年度同様多数確認された。事案の決定手続は、事務事業を進める

うえで最も重要なことであり、その根幹を成しているものであるため、ミスの要因を検証し、再発を防止するなど、適切な執行に取り組みられることを望む。特に、職員一人ひとりが十分に注意を払い、事務処理能力を高めるとともに、管理・監督する立場の職員が中心となり組織全体のチェック機能を強化することにより、内部統制のレベル向上に努められたい。

さらに、指導・注意事項に挙げた、旅行命令に関する旅費の不適切な処理や現金出納簿等の記帳漏れ・誤りについても、依然として多く見られた。所管課では、マニュアルの改訂を行うなどの改善を図っているが、さらなる周知の徹底を行い、誰もが分かりやすいマニュアルの改善を常に図り、ミスを防止するよう取り組まれたい。

## (2) 「新型コロナウイルス感染症対策の取組」について

まず始めに、新型コロナウイルス感染症対策を進める中で、保健所運営体制の強化において医師会をはじめとする医療関係者等の多大な協力に感謝するとともに、ワクチン接種や在宅療養者支援などにおける全庁一丸となった職員の奮闘を労うものである。

そのうえで、8(2)で述べたように、全庁的な取組のほかに、各課独自の取組として、各職場の実情に合わせた窓口対応や訪問対応などの工夫が見られたことは、評価する。引き続き、安全対策に留意し感染症対策に取り組まれたたい。

また、リモート会議や書面会議の実施については、多くの職場で大きな効果が表れており、今後も増えていくことが見込まれることから、各々の業務の特性に応じた効果的な会議の開催に取り組まれたい。

さらに、事業の実施方法や申請手続の変更等の取組としても、各職場の創意工夫が見られたが、今後もこうした区民サービスの維持向上に向けた努力を継続されるよう期待する。その一方で、電子申請やキャッシュレス決済の推進にあたっては、不正利用のトラブルの回避、端末故障時や災害時の対応などの課題を整理し、社会の変化に即した事業の実施に努められたい。

いずれにしても、ウィズコロナ、ポストコロナを見据え、庁内の会議のあり方、職場の働き方等について、これまでの取組を検証のうえ、基本的考え方を整理することを望む。

(別表)

対 象 部 局	
企画経営室	行政経営担当
	ファシリティマネジメント担当
	政策担当
	財政担当
	秘書担当
	広報広聴担当
	I C T 推進担当
総務部	総務課
	法務課
	職員課
	契約課
	人権同和・男女共同参画課
	営繕課
区民部	窓口課
	国保年金課
	税務課
地域力支援部	地域活動推進課
	文化芸術振興課
	スポーツ振興課
	オリンピック・パラリンピック室
産業観光部	産業振興課
	経営支援課
	観光課
福祉保健部	厚生課
	生活福祉課
	障害者福祉課
	介護保険課
	高齢者福祉課
保健衛生担当	保健計画課
	生活衛生課
	保健予防課

対 象 部 局	
保健衛生担当	向島保健センター※
	本所保健センター※
子ども・子育て支援部	子育て支援課
	子育て政策課
	子ども施設課
	子育て支援総合センター※
都市計画部	都市計画課
	住宅課
	建築指導課
	防災まちづくり課
危機管理担当	防災課
	安全支援課
都市整備部	都市整備課
	土木管理課
	道路公園課
環境担当	環境保全課
	すみだ清掃事務所※
立体化推進担当	立体化推進課
	拠点整備課
会計管理室	会計管理担当
教育委員会事務局	庶務課
	学務課
	指導室
	すみだ教育研究所
	地域教育支援課
	ひきふね図書館※
監査委員事務局	
選挙管理委員会事務局	
区議会事務局	

※令和3年度第1回定期監査対象部局のうち、今回、行政監査質問調書を徴取し、監査を行った出先事業所

## 第2 随時監査（その1）

### 1 根拠法令等

地方自治法第199条第1項及び第5項並びに墨田区監査基準

### 2 工事監査

#### （1）工事件名

曳舟文化センター大規模改修工事

#### （2）工事概要

本工事は、公共施設（建物）長期修繕計画に基づき、昭和62年に竣工した曳舟文化センターに計画的な予防保全を行い、その長寿命化や公共施設の建替えに要する費用の平準化等を図るとともに、併せて、ホールの特定期天井の解消等を行うものである。

工事件名	曳舟文化センター大規模改修工事
工事場所	墨田区京島一丁目38番11号
工 期	令和2年10月1日から令和3年12月17日まで
工事内容	<b>【建物概要】</b> （構造・規模）鉄筋コンクリート造 地上3階 地下2階建 延床面積 6,019.24㎡ <b>【改修内容】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・長期修繕計画による改修 外壁（一部）改修、屋根防水改修、トイレ改修、防災設備改修、空調設備改修など</li><li>・ホール改修 特定天井の解消、客席更新、床改修</li><li>・舞台設備改修 舞台機構改修、音響設備更新、照明設備更新</li><li>・その他 授乳室の設置、サイン工事、内装改修など</li></ul>
契約金額	1,499,300,000円
工事委任課	地域力支援部文化芸術振興課
工事受任課	総務部営繕課

（令和3年11月19日現在）

### 3 監査実施期間

令和3年10月18日（月）から同年11月19日（金）まで



#### 4 監査方針

工事の合規性、経済性、効率性、有効性及び安全性について、財務及び技術の両面から監査を実施した。

#### 5 事前調査

##### (1) 工事技術調査

本工事は、大規模な建築工事であることから、より専門的で技術的な工事監査を目指すため、「公益社団法人大阪技術振興協会」に主に次の項目について工事技術調査を委託した。

ア 工事は、設計（設計、積算、仕様書）に従い、適正かつ予定どおりに行われているか。

イ 施工管理（監督、現場管理）は、適正に行われているか。

ウ 施工は、設計図と相違なく行われているか。

##### (2) 調査結果

当該団体から派遣された技術士により、令和3年10月18日（月）に現地調査を行った結果、特に指摘事項はなかった。

#### 6 監査結果

工事技術調査の結果をもとに、令和3年11月19日（金）に現地監査を行った結果、工事は適正に行われており特に指摘する事項はなかった。

#### 7 監査委員意見

監査結果を行政施策に反映させるため、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり監査委員意見を述べる。

本施設は、区民の生活や文化活動に密接に結びついている地域の拠点施設であるが、本工事の施行に伴い約1年間にわたり休館したため、区民に少なからず影響を与えたものと考えられる。したがって、今回のように施設を休館して大規模改修を行う場合は、日常の施設管理の中では確認の難しい、より詳細な建物の状況を把握する機会ともなり得るものであることから、それらの状況や対応策も含めて記録に残し、今後の施設の長寿命化に活かしていただきたい。

### 第3 随時監査（その2）

#### 1 根拠法令等

地方自治法第199条第1項及び第5項並びに墨田区監査基準

#### 2 工事監査

##### (1) 工事件名

特別区道墨26号路線（小梅通り）整備工事（2工区）

##### (2) 工事概要

本工事は、墨田区交通バリアフリー道路特定事業計画に基づき、墨26号路線（小梅通り）の整備を行い、誰もが安全で安心して移動できるやさしいまちづくりの実現を図るものである。

なお、本路線の整備は対象区間を3つの工区に分け、令和2年度から4年度までの3か年で工事を行うものである。

工事件名	特別区道墨26号路線（小梅通り）整備工事（2工区）
工事場所	墨田区向島三丁目36番先から向島四丁目27番先まで
工 期	令和3年6月22日から令和4年3月18日まで
工事内容	延長：246m 幅員：18m（歩道片側4m、車道10m） 施工面積：4,428㎡ 撤去工、道路土工、舗装工、排水工、縁石工、安全施設工、道路植栽工、付帯工、下水道受託
契約金額	139,700,000円
工事所管課	都市整備部道路公園課

（令和4年2月7日現在）

#### 3 監査実施期間

令和3年12月20日（月）から令和4年2月7日（月）まで

#### 4 監査方針

工事の合规性、経済性、効率性、有効性及び安全性について、財務及び技術の両面から監査を実施した。

#### 5 事前調査

##### (1) 工事技術調査

本工事は、大規模な道路舗装工事であることから、より専門的で技術的な工事

監査を目指すため、「公益社団法人大阪技術振興協会」に主に次の項目について工事技術調査を委託した。

ア 工事は、設計（設計、積算、仕様書）に従い、適正かつ予定どおりに行われているか。

イ 施工管理（監督、現場管理）は、適正に行われているか。

ウ 施工は、設計図と相違なく行われているか。

## （２）調査結果

当該団体から派遣された技術士により、令和３年１２月２０日（月）に現地調査を行った結果、特に指摘事項はなかった。

なお、指摘事項とするまでには至らないものの、請負人から提出されていた施工計画書において、一部誤りや記載漏れがあったとの報告があった。

## 6 監査結果

工事技術調査の結果をもとに、令和４年２月７日（月）に現地監査を行った結果、工事は適正に行われており特に指摘する事項はなかった。

## 7 監査委員意見

監査結果を行政施策に反映させるため、地方自治法第１９９条第１０項の規定に基づき、次のとおり監査委員意見を述べる。

監査の結果、特に指摘する事項はなかったが、現地監査に先立ち実施した工事技術調査の結果の中で、請負人から提出されていた施工計画書に誤り等があったとの報告があった。これらについて、現地監査における質疑において、改善済みであるとの回答を得たところであるが、所管課における確認が不十分であったと言わざるを得ない。

このことが工事そのものに大きな影響を及ぼすことはないものの、請負人から提出される書類等についても、十分な精査を行うなど、適正な工事の施行に取り組みたい。